

# 自宅のパソコンから行政機関への申請手続きができる

～ 公的個人認証サービスがスタート ～

国・県などの行政機関では、オンライン申請・届出を受け付けることができるよう公的個人認証法に基づき、電子的に本人であることを証明し、かつ安全で確実に電子的な取引ができる公的個人認証サービスの基盤を構築しています。

これにより、自宅のインターネットを利用して国・県への申請・届出などができるようになりますので、公的個人認証サービスの内容について、お知らせします。

**公的個人認証サービスって？**  
インターネットを利用した申請や届出では、他人によるなりすましや通信途中で内容の改ざんが行われる恐れがあります。

公的個人認証サービスは、これらを防ぐために住民基本台帳カード（ICカード）を利用して、本人確認ができる手段（電子証明書）を提供するものです。

**電子証明書を取得するには？**

住民基本台帳カード（ICカード）を用意してください。住民課窓口で手続きができます。

このICカードに電子証明書を記録します。（下図参照）

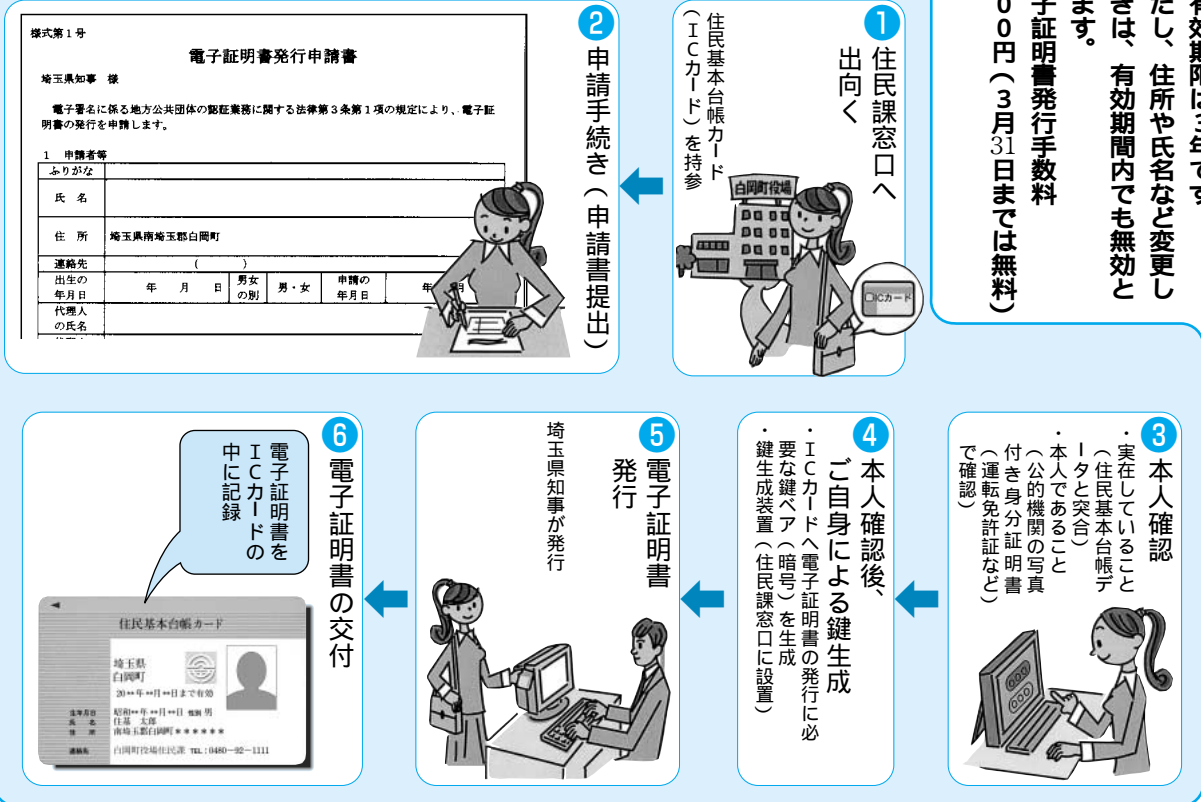
なお、電子証明書の発行は都道府県ですが、発行申請や交付などの窓口は市町村が行います。証明

書の有効期限は3年です。ただし、住所や氏名など変更したときは、有効期間内でも無効となります。

電子証明書発行手数料

500円（3月31日までは無料）

## 電子証明書を取得する手続き



## タクシー券・ガソリン券を交付します

町では、心身に重度の障害のあるかたが気軽に外出できるようにタクシー券・ガソリン券の交付をしています。

どのような制度

利用券1枚につき660円の割引を受けられる制度です。年間交付枚数は24枚です。タクシー券かガソリン券のどちらか一方を選択してください。利用できる人は

身体障害者手帳（あかい手帳）の1・2・3級をお持ちのかた  
療育手帳（みどりの手帳）のA・A・Bをお持ちのかた

精神障害者保健福祉手帳（みずいろの手帳）の1・2級をお持ちのかた  
どんなときに使えるの

タクシー券  
県内に営業所のあるタクシー会社及び個人タクシーを利用するとき

ガソリン券  
町内にある指定のガソリンスタンドで給油するとき

申請に必要なものは  
障害者手帳

今回から車検証は必要ありません

交付する日

日程 3月26日（金）、29日（月）  
時間 午前9時～正午  
午後2時～4時30分

場所 庁舎1階 会議室101  
都合がつかないかたは、例年どおり福祉課窓口で交付します。（交付できるのは、3月26日（金）以降になります）

問合せ先  
福祉課障害者福祉係 内線163・164

## インターネットによる オンライン申請・届出のイメージ

### ステップ1

自宅のパソコンから申請や届出をしたい行政機関のホームページを開き、必要な項目を入力します。



### ステップ2

電子証明書が記録された住民基本台帳カードをカードリーダーにセットし、暗証番号を入力します。



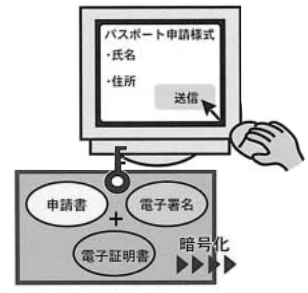
### ステップ3

パソコン画面上で「電子署名」をクリックすると、ICカードとパソコンの間で情報が確認されます。



### ステップ4

送信をクリックすると、申請書・電子署名・電子証明書が暗号化されて行政機関に送られます。



### ステップ5

行政機関で、電子証明書の確認や申請書との照合が行われ、申請や届出が受け付けられます。



公的個人認証サービスで  
できるものは?

現時点で利用可能なのは、国税に関する手続きで、試験導入を行っていた一部の地方の所得税や個人事業者の消費税の納税申告に限られています。今後、国民年金・厚生年金保険の老齢者給付裁定請求書など順次利用できるようになる予定です。

公的個人認証サービスを利用した電子申請・届出の方法は?

電子証明書が記録された住民基本台帳カードを読み取る必要があるため、前もって、ICカードリーダー（読み取り装置）を用意していただくことになります。

電子証明書の取得の際に住民課でお渡しするソフトウェア（無料）をご自分のパソコンにインストールします。

問合せ先 住民課住民係  
内線137

## 用途地域の変更案の縦覧を行います

蓮田都市計画（蓮田市・白岡町・葛蒲町）では、白岡町大字篠津の押出・志部地区に係る用途地域を変更することになりました。

つきましては、その変更案の縦覧を下記のとおり行います。

### 都市計画の種類

蓮田都市計画用途地域の変更に  
ついて（埼玉県決定）

変更内容 平成13年5月に施行された都市計画法の改正により、既存宅地制度が廃止されるなど無秩序な市街化が進む恐れがなくなつたことや、平成15年7月に埼玉県第5回区域区分見直し基本方針が公表され、暫定逆線引き制度が廃止されたことなどから、用途地域の廃止等を行います。

縦覧期間 3月5日（金）～19日（金）  
（土・日・祝日を除く）

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分まで

縦覧場所 白岡町都市計画課、蓮田都市計画課、葛蒲町都市計画課、埼玉県都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所で行います。

意見書の提出 都市計画の変更案に対して意見のあるかたは、縦覧期間内に埼玉県あてに、意見書を提出することができます。

意見書は、白岡町都市計画課窓口へ提出してください。なお、意見書を提出できるかたは、蓮田市・白岡町・葛蒲町の住民または利害関係人です。

問合せ先 都市計画課都市計画係  
内線232、233

埼玉県都市計画課  
☎048(830)5341

